

垂水市社会福祉法人審査会設置要領

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）

第31条の規定に基づく社会福祉法人（以下「法人」という。）の設立認可申請があったとき、法第32条の規定による法人設立の認可を決定するための審査を行うため、垂水市社会福祉法人審査会（以下「法人審査会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 法人審査会は、副市長、総務課長、財政課長、企画課長及び福祉事務所長をもって組織する。

2 法人審査会に会長を置く。

3 会長は、副市長をもって充てる。

4 会長は、必要に応じて関係課等に協力を求めることができる。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、保健福祉課長がその職務を代理する。

(審査事項)

第3条 法人審査会の審査対象は、次のとおりとする。

(1) 法人の役員及び役員の構成

(2) 法人の資産（基本財産及び運用財産）

(3) 理事長の適格性

(4) 施設建設に係る借入金の償還計画

(5) 寄附予定者の適格性

(6) その他必要な事項

2 審査は、関係法令及び関係通知等に基づき行うものとする。

(会議)

第4条 法人審査会は、必要に応じて会長が招集する。

2 法人審査会の議事については、公開しない。

(事務局)

第5条 法人審査会の事務局を保健福祉課内に置く。

2 事務局長は、福祉事務所長をもって充て、会長の命により法人審査会の事務を処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、法人審査会の運営に関し必要な事

項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。